虐待の防止のための指針

共同生活援助事業 Soavita

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 73 条 7 号に基づく虐待の防止のための指針を以下のように定めます。

１．虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者・障がい者に対する虐待は、尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当事業所では同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目標を実現するために、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応などに努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処して再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制や取り組み等について、本指針に定めて明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「障がい者・高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また当事業所のサービス内容及び社会的意義に臨み、当事業所の職員による虐待、養護者による虐待、及びセルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、並びに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても「虐待等」として本指針の取り組みの対象とします。

(１)身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯をかける、食事を食べさせない、戸外に閉め出す、紐で縛る等)

(２)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用してわいせつな行為をさせること。

（性交、性的暴力、性的行為の強要、裸の写真を撮る等）

(３)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（言葉による脅迫、心を傷つけるような言葉を繰り返す、成人を子ども扱いする、他者と比べて馬鹿にする等）

(４)ネグレクト
利用者を衰弱させるような減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
（放置、無視、拒否的態度等）

(５)経済的虐待
利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。
（利用者の同意を得ない財産の処分や年金などの流用等）

２．虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
(１)虐待防止委員会として、「虐待防止対策委員会」（以下、委員会）を設置します。
(２)委員会の委員長は管理者が務め、統括管理の責務は管理者とします。
(３)委員会は年１回以上定期的に開催するとともに、必要に応じて開催します。
(４)委員会での検討内容及び結果、決定事項等については、議事録その他の資料を作成保管して職員へ周知します。
(５)委員会の検討事項は以下です
①虐待の防止のための指針の整備、見直し、組織に関すること
②虐待の防止のための職員研修の内容及び企画に関すること
③虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑤虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
⑥再発の防止策を講じた場合には、その効果について評価すること

３．虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
(１)新規採用時には虐待防止研修を実施します。
(２)定期開催を年１回以上、実施します。
(３)研修内容の周知を図るために開催日時について検討し、参加率向上に努めます。
(４)研修の実施ごとに文書保管・管理します。
(４)研修内容は以下のものを基本として詳細は委員会により定めます。
①虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識
②本指針に基づく取り組み方法
③虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
④委員会の活動内容及び決定事項

４．虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(１)市町村への報告

虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い速やかに各担当地域の地域包括支援センターに連絡します。また、養護者による虐待の場合も同様に対処連絡します。なお、行政機関等からの調査・指導等については法令に従い適切に対応します。

・玉津あんしんすこやかセンター　TEL078―926―1813
・押部あんしんすこやかセンター　TEL078－998―3020
・伊川谷あんしんすこやかセンター　TEL078―974―8076
・西神南あんしんすこやかセンター　TEL078―990－4165

(２)事業所内での報告及び対応

①当該利用者の心身の状態の確認と安全確保
②通報の有無確認
③法人本部、家族等への第一報
④関係職員等の事実確認
⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応と再発防止策の検討
⑥再発防止策の周知及び実行
⑦委員会における事後対応及び再発防止策の評価

５．成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて相談に応じます。

６．本指針に関する閲覧

本指針は利用者及び家族等、または後見人などの関係者等が自由に閲覧できるものとします。当事業所のホームページにも掲載します。

７．附則

本指針 2022 年 9 月 1 日施行

虐待の防止のための指針について１通

上記正に受け取りました

西暦　　　　　　年　　　月　　　日

訪問看護ステーションありす
管理者　　生田　奈美　殿

利用者
氏名____

代理人
続柄____

氏名____